

声 明

—アベノマスク情報公開請求訴訟（単価訴訟）・開示を命ずる大阪地裁判決を受けて—

本件は、2020年に入り突然、当時の安倍政権の「肝いり」事業として、約500億円もの巨額の税金を使用して行われた「アベノマスク」配布事業について、業者選定や発注の経過、価格やその決定経過について、国民に明らかにすることを求める情報公開請求訴訟です。

原告・弁護団は、①単価や数量を不開示とする決定を争い開示を求める訴訟（単価訴訟、2020年9月28日提訴）、②契約締結経過に関する文書を不存在とした決定を争い開示を求める訴訟（契約締結経過訴訟、2021年2月22日提訴）の2つの裁判を大阪地裁に提起しました。

本日2023年2月28日、このうち先行する①単価訴訟について、大阪地方裁判所（徳地淳裁判長）は、政府の「アベノマスク」の購入単価や数量は情報公開法5条2号（法人情報）や同条6号（国の事務事業情報）の非開示情報には該当しないとし、これらを不開示とした厚生労働大臣（当時加藤勝信氏）及び文部科学大臣（当時萩生田光一氏）の各決定を違法として取り消し、同部分の開示を命じました。

約500億円もの巨額な税金を使用し、一部の業者にのみ随意契約で巨額の利益を与え、国民の大半が利用しなかった安倍政権のコロナ対策の典型的な失敗事例である「アベノマスク」配布事業について、キチンと全ての情報を国民に明らかにし国民的総括、反省をする機会を、政権及び中央官庁は隠蔽し奪ってきました。本判決は、司法が政権・中央省庁のこのような隠蔽体質を断罪し、これらの情報をすべからず国民に明らかにすることを命じたものであり、重要な意義があります。

「アベノマスク」配布事業と同時期に現場で大混乱を引き起こした学校一斉休校も、安倍政権の唐突な官邸主導コロナ対策の一環とされています。その他、森友・加計問題や桜を見る会の問題、黒川検事長勤務延長問題然り、また最近の統一教会における安倍元総理や政権幹部の癒着問題など、安倍政権の失敗事例や疑惑は全てウヤムヤにされています。

原告・弁護団は、本日言い渡された司法の当然の判断を契機に、厚労省・文科省内部においてアベノマスクの事業の経過を明らかにし、コロナ対策にどのようなプラスとマイナス効果があったかについて第三者委員会を設置するなど外部の目で検証することを求めます。同時に、国会や社会、メディアが、上記「負の遺産」をも含めた安倍政治について、安倍元総理に遠慮することなく、明らかにすることを求めます。

2023年2月28日

アベノマスク情報公開請求訴訟
原告 上 脇 博 之
弁護団 一 同

(連絡先・弁護団)

弁護士 谷 真介

大阪市北区西天満5丁目16番3号西天満ファイブビル4階

北大阪総合法律事務所 TEL06-6365-1132